

高崎市公告第122号

令和6年3月11日付け高崎市公告第55号により公告した高崎農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係わる意見のある市民は、縦覧期間内に書面をもって意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域にある土地の所有者、またはその他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和6年8月13日（注：縦覧期間満了日の翌日から起算して15日）までに市にこれを申し出ることができる。

令和6年6月27日

高崎市長 富岡 賢治



- 1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間  
自 令和6年6月28日  
至 令和6年7月29日（公告年月日の翌日から起算して30日間）
- 2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所  
高崎市役所 農政部農林課 高崎市高松町35番地1
- 3 異議申し立て及び意見書提出先  
高崎市役所 農政部農林課